

奈良県告示第三百五十九号

奈良県文化財保護条例（昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号）第四条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を奈良県指定有形文化財に指定する。

令和四年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

建造物の部

名称	員数	構造及び形式	所有者・住所	所在地
東洋民俗博物館	一棟	木造平屋建、建築面積一〇五・〇八平方メートル 附 什器 三十一台 展示棚（大）八台、展示棚（小）六台、七台、展示台（小）二台、展示台（小・戸棚付）一台、吊棚四台、長椅子一脚、小棚二台	一般財団法人東洋民俗博物館 奈良市あやめ池北一丁目五番二六号	奈良市あやめ池北一丁目一三二四番地の五

彫刻の部

名称	員数	所有者・住所	所在地
木造僧形坐像（伝乗専像）	一躯	宗教法人圓光寺	五條市西吉野町陰

名 称	員数	所有者・住所	所在地
--------	----	--------	-----

考古資料の部

瑞夢記	名 称	員数	所有者・住所	所在地
一卷			宗教法人大福寺 北葛城郡広陵町大 字的場八〇番地	北葛城郡広陵町大 字的場八〇番地

書跡・典籍の部

木造扁額	名 称	員数	所有者・住所	所在地
一面			岡田明 天理市杣之内町一 九六番地	天理市杣之内町一 九六番地

工芸品の部

絹本著色濮陽大師像	名 称	員数	所有者・住所	所在地
一幅			宗教法人興福寺 奈良市登大路町四 八番地	奈良市登大路町四 八番地

絵画の部

	名 称	員数	所有者・住所	所在地
			五條市西吉野町陰 地一〇七番地	地一〇七番地

<p>纏向遺跡太田池土坑出土品</p> <p>木製仮面 一点</p> <p>木製鎌柄 一点</p> <p>木製盾 一点</p> <p>土器 二十点</p>	<p>二十</p> <p>三点</p>	<p>桜井市</p> <p>桜井市大字粟殿四</p> <p>三二番地の一</p>	<p>桜井市大字芝五八</p> <p>番地の二（桜井市</p> <p>立埋蔵文化財セン</p> <p>ター）</p>
---	---------------------	--	--